

第19回

宍粟市議会定例会 (12月議会)

定例会は12月7日～18日までの会期で開かれ、4議案を賛成多数で、22議案を全会一致で可決し、議員発議4件の内2件を可決しました。平成18年度決算については12月7日に認定しました。

主な議案の内容

- 国民健康保険条例の一部を改正する条例について
平成20年4月1日から、65才以上75才未満で構成される世帯の国保税については、原則公的年金から差し引かれます。
(一部適用除外あり)
- 波賀サイクリングターミナルに係る指定管理者の指定について
(株)波賀メイプル公社
市道路線の認定及び廃止について
川戸17号線の認定廃止ほか3路線
平成19年度一般会計補正予算について
66,570千円を減額する。
平成19年度宍粟市水道事業特別会計補正予算について
2,531千円を減額する。
宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
人事院勧告に準ずる改正

宍粟市立幼稚園保育料徴収条例の制定について

討論があり、修正案は否決され、賛成多数で原案が可決した。

修正案に賛成

委員会の中で旧波賀町区域の保育料4,000円に統一するという修正案を出したが、協議の結果4,500円という額で決定し、全員の一致をみて修正案が成立したわけである。そういう中で旧波賀町区域の市民にとっては、月額500円の引き上げ、年間6,000円の負担増となるが、当初1,000円という大幅な引き上げから見ると半額である。少子化対策ということが強調されながらも、学童保育についても一番低いところは値上げとなった。

旧町独自の子育て支援策がすべて廃止になるという状況の中で、各会派が所属する委員会で原案を500円引き下げる修正で一致をみたことを評価している。

原案に賛成

合併調整項目として合併後3年を目途に調整を図るとなっており公共料金審議会に意見を求められている。宍粟市の公共料金として公平性の確保、合併時の保育料の決定根拠を鑑み、国が示す基準額の6,300円を基本として軽減率20%を準用し決定している。また、18年度決算では園児1人あたりの1ヶ月経費は58,000円程度となっており、今の市財政状況や財源確保の上からも妥当である。

宍粟市立幼稚園 保育料徴収条例

合併時の旧4町の入園料や保育料が異なっていたものを、統一するものです。
入園料は無料に、保育料は、月額5,000円となります。
ただし、平成20年度に限り、旧一宮町区域と旧千種町区域は、

月額4,700円、旧波賀町区域は4,500円とするものです。
総務文教常任委員会は、北部区域の保育料が増額になることは好ましくないと、保育料を4,500円に修正するように求めましたが、本会議において、修正は認められず、原案通り可決されました。